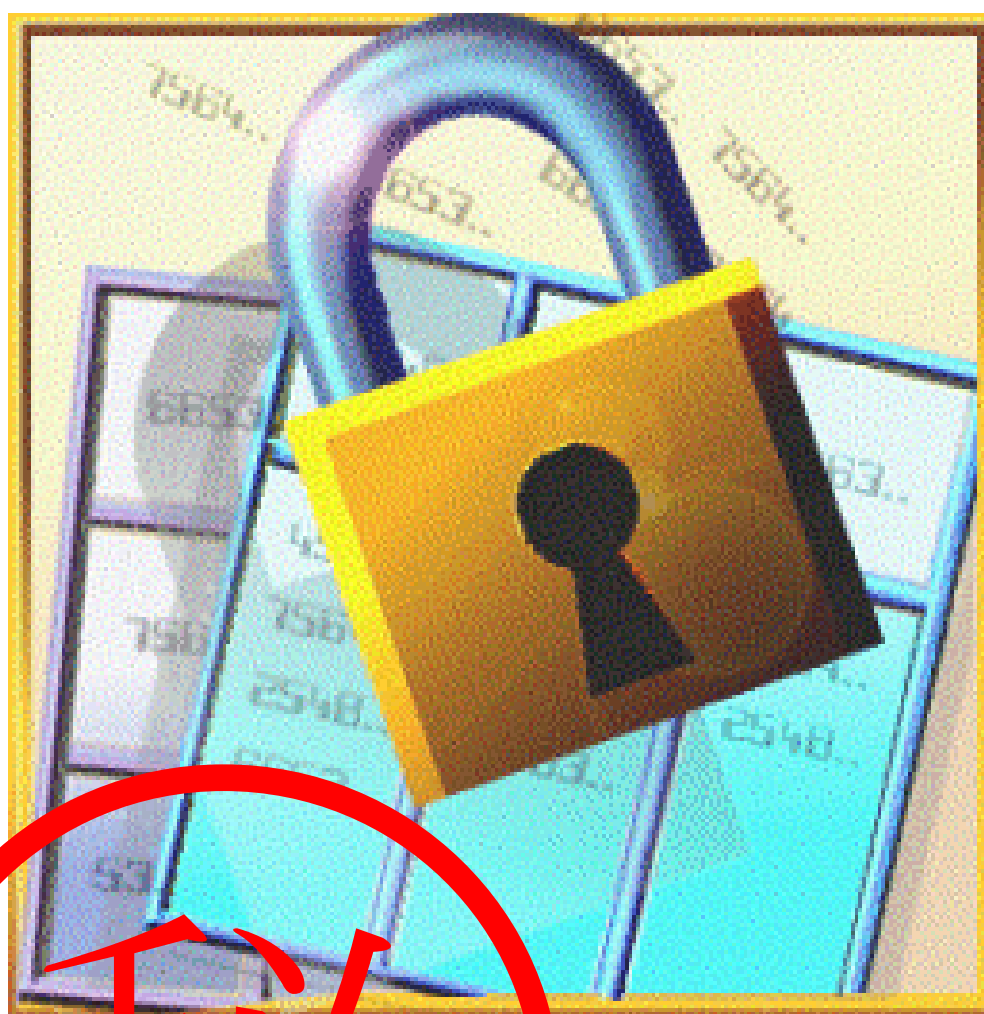


# 大事な情報を大切に保護する 営業秘密管理



経済産業省



はじめに～本書のねらい～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 概説

営業秘密の管理の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 不正競争防止法上の営業秘密の保護

1. 営業秘密の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2. 営業秘密の民事的保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3. 営業秘密の刑事的保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

想定事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

想定事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 営業秘密を保護するための管理のあり方

1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

2. 物理的管理・技術的管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

3. 人的管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

4. 企業と従業者・退職者の適切な秘密保持契約・・・・・・ 19

5. 組織的管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

【参考資料】不正競争防止法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

# はじめに ~本書のねらい~

本書は、中小企業の皆様が、自社の営業秘密を適切に保護するために、また、他者の営業秘密を侵害しないために、実効的な管理の方策をわかりやすく解説し、経営に役立てていただくことを目的としています。

## 経緯

昭和40年代 改正刑法草案による企業秘密漏示罪の検討

平成2年 不正競争防止法の改正

営業秘密の不正取得・使用・開示行為が差止請求、損害賠償請求等の対象となる。

平成14年 「知的財産戦略大綱」

企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるよう、「参考となるべき指針」を2002年度中に作成することが盛り込まれる。

平成15年1月 「**営業秘密管理指針**」の策定・公表

平成15年5月 不正競争防止法の改正

営業秘密の不正使用・開示行為等が、刑事罰の対象となる。

平成16年6月 裁判所法等の改正

秘密保持命令、インカメラ審理、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止を導入。

平成17年4月 個人情報保護法の完全施行

平成17年6月 不正競争防止法の改正

営業秘密の国外使用・開示行為の処罰等、刑事的保護の強化（平成17年11月1日施行）。

平成17年10月 「**営業秘密管理指針**」の改訂・公表

## 営業秘密とは

「営業秘密」とは、不正競争防止法上の用語です。具体的には、企業で秘密として管理している技術・ノウハウ・情報など、一般的には企業秘密と呼ばれているものを指します。（営業秘密の要件は、P.4 参照）

## 営業秘密の管理の意義

- 自社にとって大事な情報を、大切に保護すること
- 自社の従業員が、他社の営業秘密を侵害しないこと
- 企業と従業員とが共通の意識を持って取り組むこと

営業秘密の管理の出発点は、「**自社にとって大事な情報を、大切に保護すること**」です。

企業の価値の源泉は、他社との差別化にあり、企業は自らの強みを明確に意識して選択と集中を行うとともに、それが他社に真似されないよう自衛策を講ずる必要があります。

営業秘密は、そのために極めて重要であり、自らの強みの源泉となる大事な情報です。営業秘密を特定して絞り込むことにより、コストを抑えつつ、実効的な管理を行う必要があります。

あわせて、コンプライアンスが重視される時代において、企業は「**自社の従業員が、他社の営業秘密を侵害しない**」ための管理を行う必要性が、自社の営業秘密の漏洩防止の必要性とともに増大しています。

これら2つの観点からの管理を実効的に行うためには、「**営業秘密を扱う「人」の要素に着目すること**」が重要です。

罰則などで威嚇して厳格に管理するよりもむしろ、誰がどの情報にアクセス権限を有しているのかを正しく把握し、企業と従業員等が協力しながら、営業秘密管理に対する共通の意識を持ち、自社の営業秘密の漏洩や他社の営業秘密の侵害を起こさないよう、組織として取り組むことが重要です。

## 1. 営業秘密の要件

- 秘密として管理されていること(秘密管理性)
- 有用な情報であること(有用性)
- 公然と知られていないこと(非公知性)

### 1) 秘密管理性 P.14に記述

情報にアクセスできる者を制限すること (アクセス制限)

情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること (客観的認識可能性)

従業者等が在職中に創作した情報は、それを事業者が営業秘密として管理していれば、それは営業秘密となり、その場合、当該従業者等が使用・開示する場合であっても、処罰や差止の対象となり得ます。

### 2) 有用性

当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。

現実に利用されていなくても構いません。

- ・設計図、製法、製造ノウハウ
- ・顧客名簿、仕入先リスト
- ・販売マニュアル

×

- ・有害物質の垂れ流し、脱税等の**反社会的な活動についての情報**は、法が保護すべき正当な事業活動ではないため、有用性があるとはいえない。

### 3) 非公知性

保有者の管理下以外では一般に入手できないことが必要です。

- ・第三者が偶然同じ情報を開発して保有していた場合でも、当該第三者も当該情報を秘密として管理していれば、非公知といえる。

×

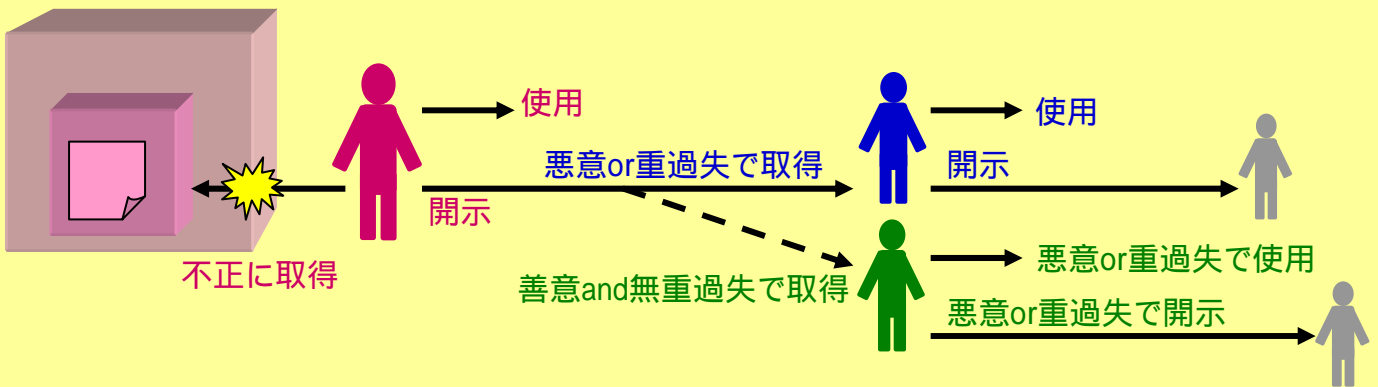
- ・**刊行物等**に記載された情報

## 2. 営業秘密の民事的保護

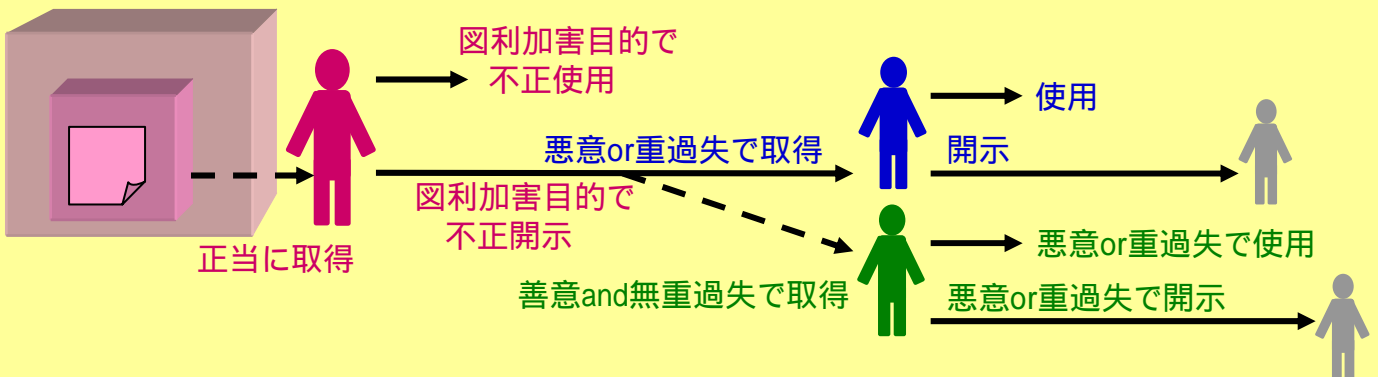
- 「不正競争」(営業秘密の不正な取得・使用・開示行為) 行為に対し、差止め、損害賠償、信用回復措置の請求が可能
- 民事訴訟において、秘密保持命令、インカメラ審理、公開停止が可能

### 「不正競争」の各類型

#### 不正取得の類型



#### 正当取得の類型



困いの数字は、不正競争防止法第2条第1項の各号の「不正競争」に該当することを意味する。  
悪意or重過失 = 当該行為があったことを知っている、あるいは重大な過失により知らないこと。  
善意and無重過失 = 当該行為があったことを、重大な過失なくして知らないこと。  
図利加害目的 = 不正に利益を上げたり、他人に損害を与える目的。

# 民事訴訟において求めることができる措置

## 差止め

営業上の利益を侵害された場合(又は侵害されるおそれがある場合)には、侵害の停止又は予防を請求すること、侵害行為を組成した物(他人の営業秘密である技術情報を用いて製作された商品など)の廃棄等を求めることができます。

例えば、販売の停止などを求めることができます。

## 損害賠償

営業上の利益を侵害された場合は、損害賠償を求めることができます。

その際の損害の額は、侵害した者が「侵害により受けた利益の額」と推定することができます。

また、技術上の営業秘密の場合は、

被害者がその侵害行為がなければ  
販売することができた物の1個あたりの利益

×

侵害者が販売した  
物の数量

とすることができます。

## 信用回復措置

営業上の信用を害された場合には、その信用を回復するのに必要な措置を求めることができます。

例えば、謝罪広告の掲載などを求めることができます。

# 民事訴訟における営業秘密の保護

営業秘密侵害に対する民事訴訟において必要となる準備書面や証拠などに営業秘密が含まれる場合、訴訟の場を通じて営業秘密が漏洩することがないように次のような措置が導入されています。

## 秘密保持命令

裁判所は、訴訟の当事者等に対し、証拠などに含まれる営業秘密を不正に使用・開示してはならない旨を命ずることができます。

## インカメラ審理

裁判所が必要な書類の提出を命じた場合、その書類の所持者が拒否できる「正当な理由」があるか否かについて、裁判所は、訴訟の当事者や代理人等にのみ書類を開示し、意見を聴くことができます。

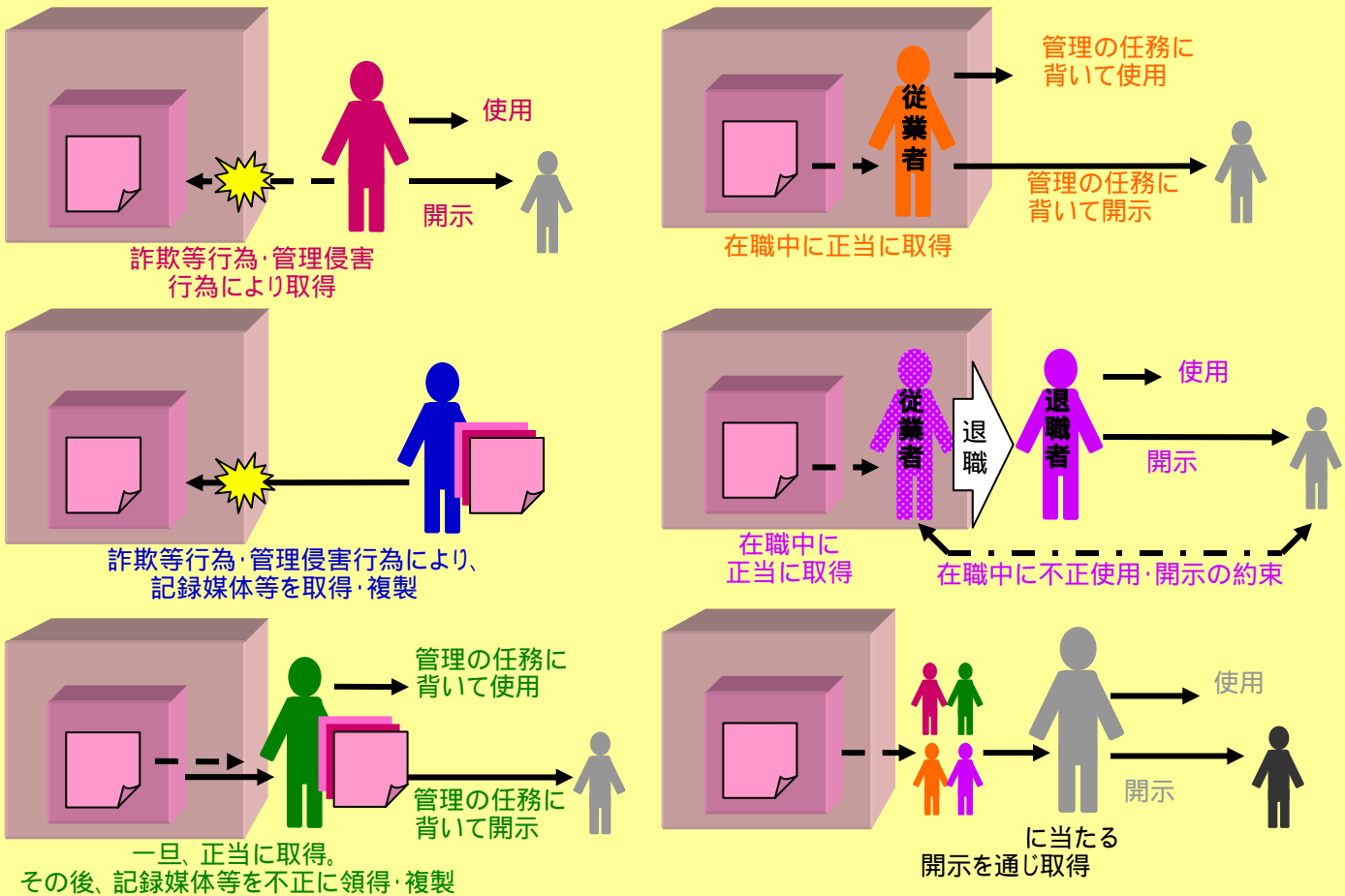
## 営業秘密が問題となる訴訟における公開停止

訴訟において、営業秘密について当事者等が尋問を受ける場合には、裁判官の全員一致により、当該事項の尋問の公開を停止することができます。

### 3 . 営業秘密の刑事的保護

- 営業秘密の不正な取得・使用・開示行為のうち、悪質な行為は、刑事罰の対象
- 国外犯(日本国内で管理されている営業秘密を海外で使用・開示する行為)も、刑事罰の対象
- 行為者のみでなくその者が所属する法人も処罰の対象

#### 罰則の種類



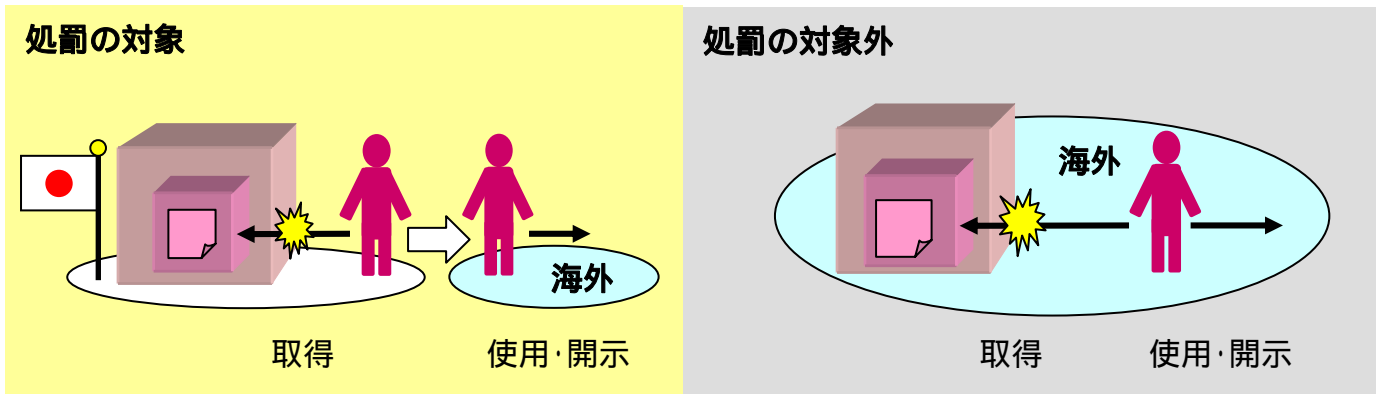
囲いの数字は、不正競争防止法第21条第1項の各号の「罰則」に該当することを意味する。  
いずれの場合も、「不正の競争の目的」という主観的要件が必要。

詐欺等行為 = 詐欺、暴行、脅迫

管理侵害行為 = 媒体の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為等

# 国外犯

- ◆ 詐欺等行為又は管理侵害行為が行われた際に日本国内で管理されていた営業秘密
  - ◆ 営業秘密の保有者から正当に示された際に日本国内で管理されていた営業秘密
- については、**日本国外**で不正使用・開示行為が行われた場合についても、処罰の対象となります。



# 親告罪

営業秘密侵害罪は、公訴の提起に被害者等の告訴を必要とする犯罪(親告罪)です。

# 罰則

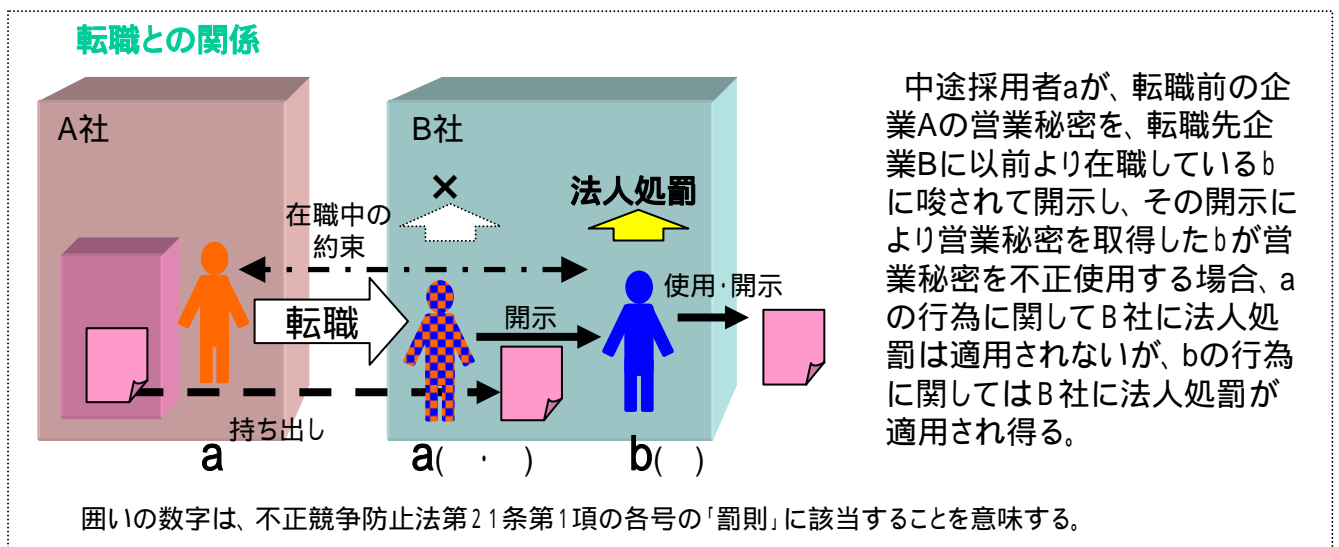
**5年以下**の懲役又は**500万円以下**の罰金。懲役刑と罰金刑を併せて科されることがあります。

# 法人処罰

法人の業務に関して前ページの 、 、 の犯罪が行われた場合には、行為者とともに、その者が所属する法人も処罰(**1億5千万円以下**の罰金)の対象となります。

## 法人に対する過失の推定

法人処罰については、従業員の選任・監督に関して、責任が問われることとなります。その際、法人には過失が推定され、法人処罰を免れるためには、**積極的、具体的に違反行為を防止するために必要な注意を尽くしていたことが**要求されます。



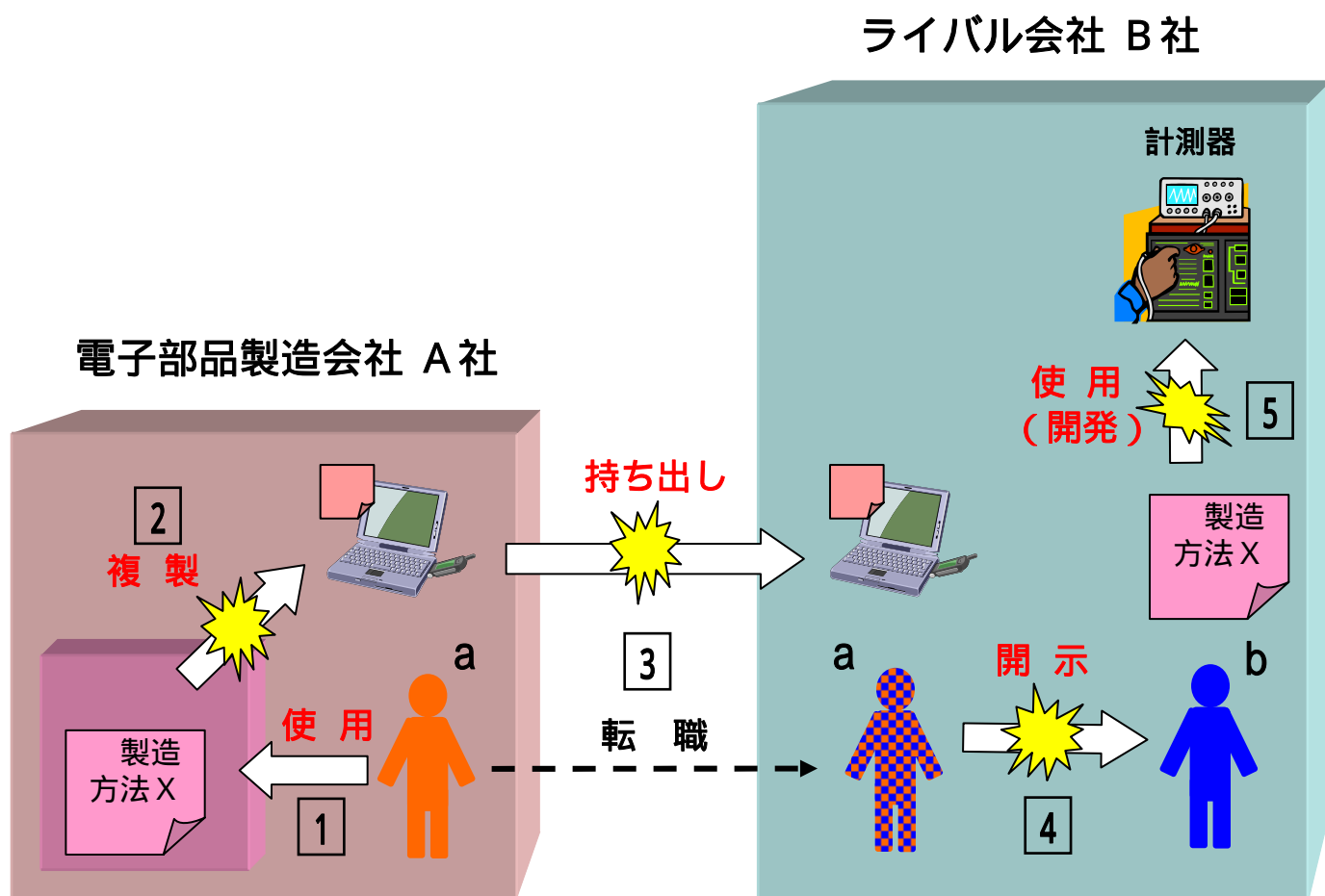
# 想定事例

## 自社の営業秘密を従業員が不正に取得したのち競合企業に転職した場合

電子部品製造会社 A の研究員であった a は、A 社在職中に、**A 社が特許権を取得せずに秘密として管理している製造方法 X** を使用した計測機器の開発に従事していたが、上司と折り合いが悪かったため、ライバル会社 B に転職した。a は A 社を退職する際、業務用のパソコンに保存されていた**製造方法 X を持ち出し禁止にもかかわらず、自分のパソコンにコピー**して持ち出した。

a は、B 社に転職すると、A 社から持ち出していた**製造方法 X を B 社の開発部長 b に開示した。** b は、a が製造方法 X を不正に取得したことを知りながら、製造方法 X を使用しないと製造できない計測器を開発した。当該計測器は、A 社の製造方法 X を使用して開発したため、開発コストがほとんどかからず、大幅な低価格化を実現したことで、B 社の計測器は大ヒットとなった。そのため、**A 社の計測器が全く売れなくなってしまった。**

このような場合、A 社はどのような措置をとるのだろうか。



1．A社が不正競争防止法上の措置をとるためには、製造方法Xを秘密として管理していたことが必要です。

したがって、日頃から営業秘密が記録されている媒体の管理（物理的管理）、記録されている情報の管理（技術的管理）、それらを扱う人の管理を実効的に実施していることが必要です。

[P.15・16『物理的・技術的管理』](#)

[P.17・18『人的管理』](#)

2．A社は、a（P.5 該当行為）、b及びB社（P.5 該当行為）に対して、損害賠償請求や差止請求などの民事的措置を求めることができます。

その際の損害額は、侵害した者が「侵害により受けた利益の額」と推定することができます。

[P.6『民事訴訟において求めることができる措置』](#)

[P.6『民事訴訟における営業秘密の保護』](#)

3．また、aの行為は刑事罰（P.7 該当行為）の対象となり得ます。この場合、A社はaを告発することができます。

さらに、aから営業秘密を不正開示されたB社の社員bも刑事罰（P.7 該当行為）の対象となり得ます。また、bが所属するB社についても、bの選任・監督に関して責任が問われ、両罰規定により法人処罰の対象となり得ます。この場合、A社は社員b及びB社を告発することができます。

なお、営業秘密侵害罪は親告罪であることに注意してください。

[P.7・8『営業秘密の刑事的保護』](#)

4．また、退職者を通じた営業秘密の漏えいを防止するためには、退職者に秘密保持義務を明確に負わせるために、秘密保持契約を締結することも有効です。適切な秘密保持契約を締結していれば、契約違反による債務不履行責任（損害賠償）を求めることもできます。

[P.19・20『企業と従業者・退職者の適切な秘密保持契約』](#)

# 想定事例

## 自社の従業員が、他社の営業秘密を不正に取得・使用した場合

自動車販売会社Cに勤める営業担当のcは得意先を回っていたところ、ライバル企業D社の新車の売上が急速に伸びているらしいとの話を聞いた。その夜、D社には同じ大学の同級生であるdが働いているため、新車の情報入手しようと、dが勤務しているD社のショールームを訪れた。

dは自分のパソコンに保存されていた公開されている新車の販売台数や性能等をcに簡単に説明していたが、dはパソコンをロックしたのち、少しの間、席を外した。

cは、ロックされているパソコンに好きな芸能人の名前をパスワードとして入力してみたところ、ログイン出来てしまった。cは、パソコンの中を物色していたところ、D社の顧客情報Yを発見した。

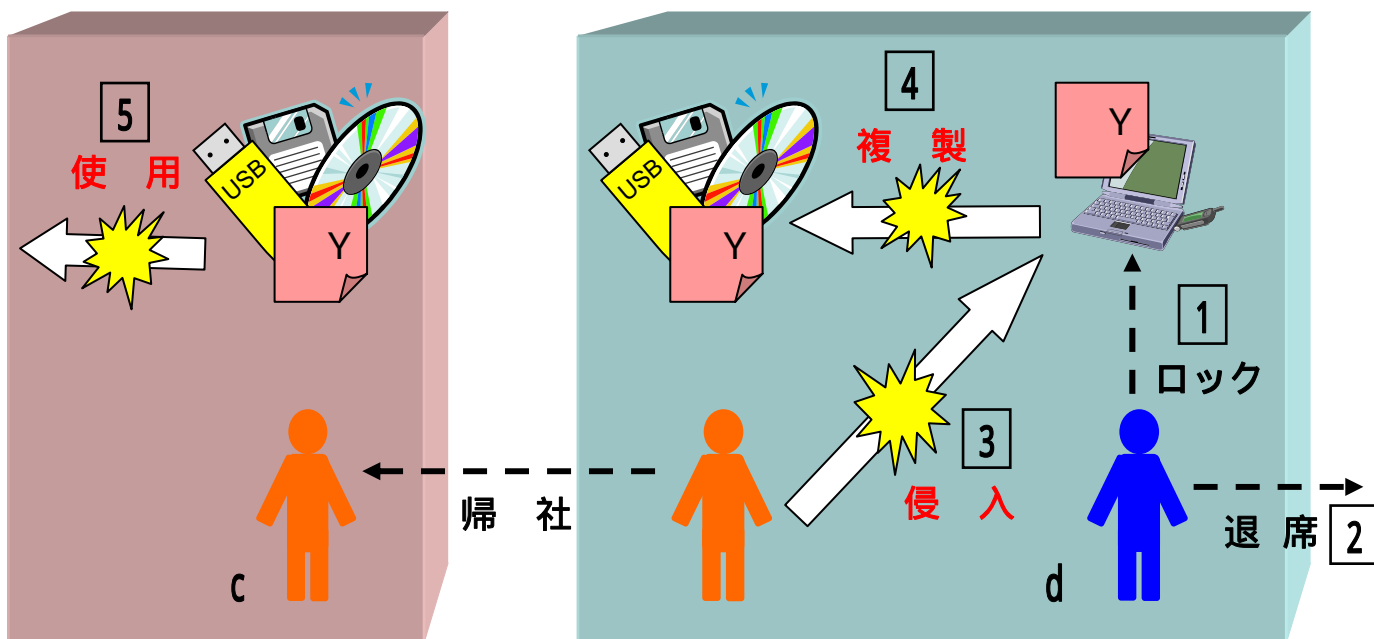
cは、売上が伸び悩んでいたこともあり、急いで手元にもっていた**記録媒体に顧客情報Yをコピーし**、dが戻ってきてても何事も無かったかのように振る舞った。

cはその後、当該**顧客情報Yを使用し**、販売成績を大幅に上げた。C社に顧客を奪われた**D社は売上が急速に落ち込んでしまった。**

このような場合、販売員c及びC社はどのような責任に問われる可能性があるのだろうか。

### 自動車販売会社 C社

### ライバル会社 D社



D社が顧客情報Yを秘密として管理していた場合、

- 1．販売員c（P.5 該当行為）、C社（P.5 該当行為）は、D社から不正競争防止法上の民事的責任を問われ、損害賠償請求や差止請求を受ける可能性があります。

[P.6 『民事訴訟において求めることができる措置』](#)

企業としては、従業者が正当に営業秘密を取得・開示しているかについて、相当の注意を払うことが必要です。

[P.22 『他社の営業秘密を侵害しないための組織的管理』](#)

- 2．また、販売員cの行為は刑事罰（P.7 該当行為）の対象となり得ます。販売員cが所属するC社についても、販売員cの選任・監督に関して責任が問われ、両罰規定により法人処罰（P.8）の対象となり得ます。

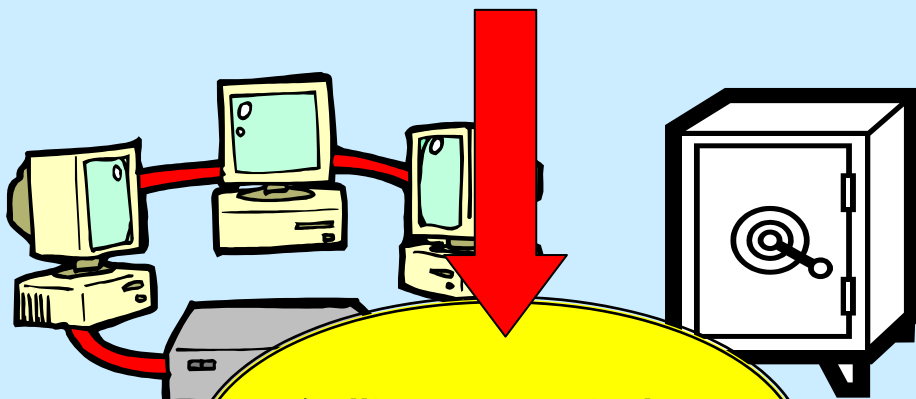
[P.7・8 『営業秘密の刑事的保護』](#)

C社が、法人処罰を免れるためには、積極的、具体的に違反行為を防止するために必要な注意を尽くしていたことが要求されます。

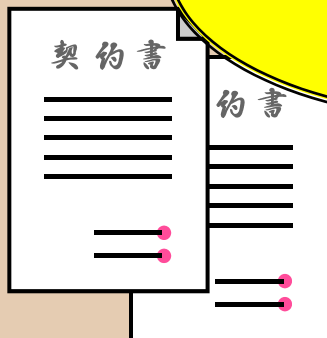
[P.22 『他社の営業秘密を侵害しないための組織的管理』](#)

## 組織的管理

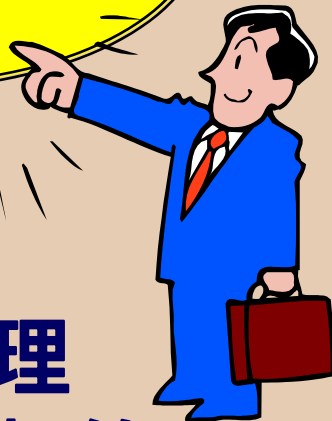
物理的管理・技術的管理



企業にとって大事な  
営業秘密



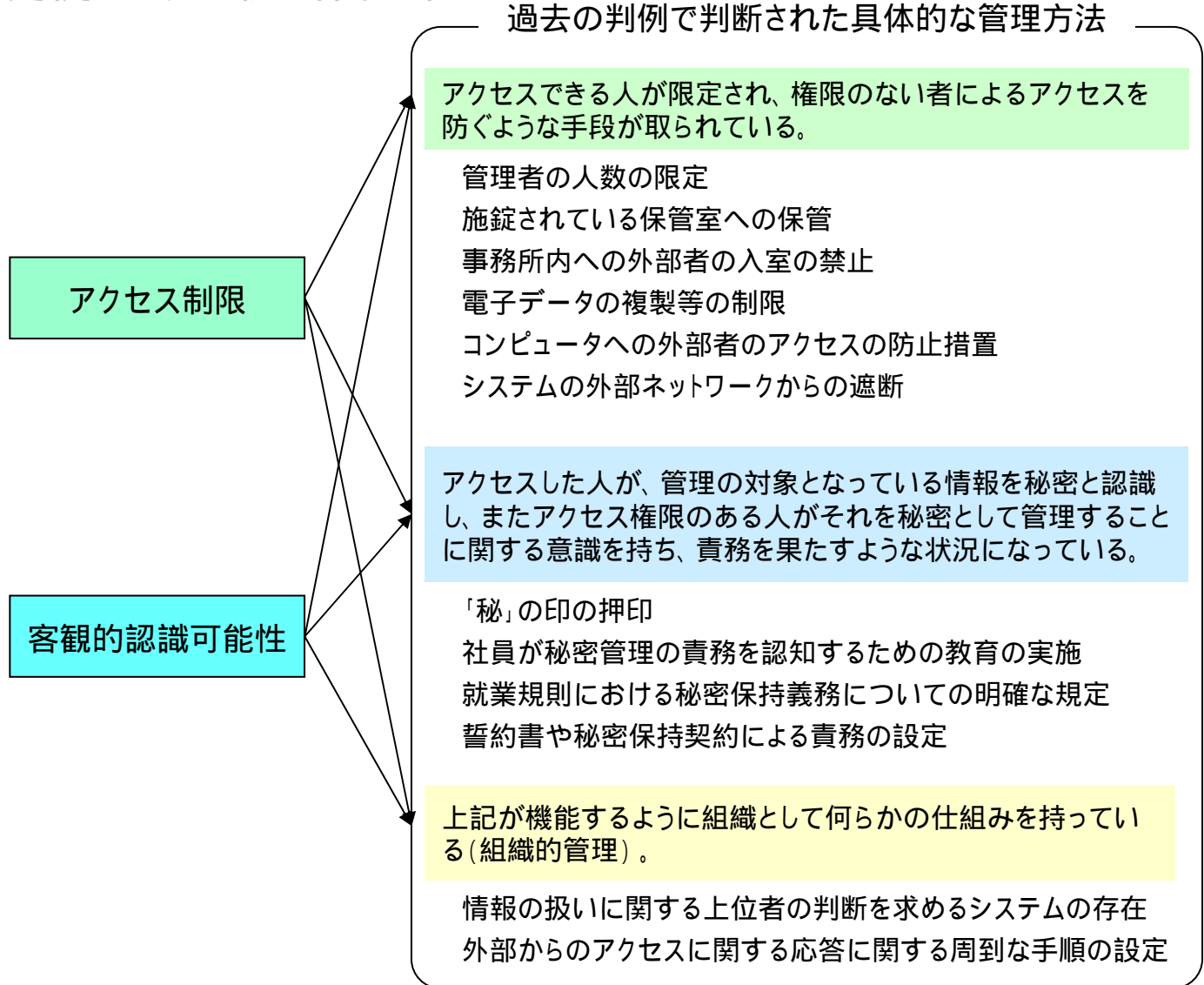
人的管理  
(秘密保持契約)



## 1 . 概要

- 営業秘密の管理は、どのような保護、成果を求めるかによって、それに必要な管理の水準は異なる
- 管理の対象(情報・人)の明確化により、過大なコストを避けつつ、実効的な管理を行うことが可能
- 少なくとも裁判例で保護の要件とされたレベルの管理は必要
- より厳格な「望ましい水準」の管理も参考にする

### 判例にみる秘密管理性



## 2 . 物理的・技術的管理

### ➤記録媒体の管理(物理的管理):

情報の区分と表示    アクセス権者の特定

媒体の保管、持ち出し制限、廃棄    施設等の管理

### ➤情報自体の管理(技術的管理):

マニュアル等の設定    アクセス及びその管理者の特定

外部からの侵入に対する防御    データの消去・廃棄

## 裁判例の動向(ミニマムの水準)

・自己の営業に関する情報が記載された書面には、「秘」の印を押印した上で、施錠可能な書類保管用書庫に保管し、同書庫の鍵は、施錠可能な代表者の机に保管している。

・データベースの管理者を、原則としてコンピューター管理を担当する1名の従業員に限定している。

・印字された顧客名簿を、施錠されている保管室に保管するとともに、7年経過後に、原告従業員立会いの下に、専門業者に焼却を依頼するようにしている。

・事務所内に外部の者が訪れた場合には、受付において応対し、社員が応接室等に案内することとなっており、カウンター内に本社社員以外の者が入ることはできないようにしている。

・データベースは、会社外部と電気通信回線で接続されていないサーバ・コンピュータシステムにより作成・保管し、日々の業務が終了するごとに、同システムに接続されたコンピュータの各端末の電源のみならず、サーバ・コンピュータ自体の電源を切ることとしている。

×

・図面を保管しているキャビネットには、持ち出しを禁じる張り紙をしているが、一般従業員が設計室で図面を閲覧すること、開発設計部門の従業員が設計室から持出すことは認められている。また、各図面に、特に秘密として扱われるべきことが明らかとなるような印等は付していない。

・フロッピーディスクを取り扱うことができる社員を限定するなどの特段の措置を採っていない。

・治験データ及び輸入申請書等の紙媒体を、施錠可能な引出し式のキャビネットの中に保管していたが、勤務時間中は施錠していない。

・顧客情報を記した台帳を施錠できる事務所内に置き、第三者が事務所内に侵入できないようにしているが、事務所内では机の上に置いている。

・コンピュータを立ち上げるにはパスワードが必要であるが、付箋に記載されてコンピュータに貼っているため、担当者以外の従業員もパスワードを知っている。また、コンピュータを立ち上げた後は、事務所に居合わせた者は、誰でもその画面で会員情報を見ることができる。

## < 望ましい水準 >

### 物理的管理

#### 情報の区分と表示

- ・秘密情報は、その他の情報と区分して管理する。
- ・情報については、秘密性のレベル(「厳秘」「秘」「取扱注意」等)を決め、レベルに応じた管理を行う。
- ・マル秘マークなどを付す。
- ・他社の営業秘密が混入しないように、出所を明示する。

#### 媒体の保管、持ち出しと廃棄

- ・営業秘密を記録した媒体は、施錠可能な保管庫に、施錠した上で保管する。
- ・営業秘密を記録した媒体の持ち出しを制限する。
- ・営業秘密を記録した媒体を廃棄する際には、焼却やシュレッダーによる処理、溶解、破壊等の措置を講ずる。

#### アクセス権者の限定

- ・誰がどの営業秘密にアクセスできるかをあらかじめ特定する。
- ・営業秘密へのアクセス記録を残す。

#### 施設等の管理

- ・営業秘密を記録した媒体が保管されている場所を施錠する。
- ・営業秘密を記録した媒体が保管されている施設への入退室を制限する。

### 技術的管理

#### マニュアル等の設定

- ・事前に電磁的に記録されている営業秘密の管理方法やデータ複製、バックアップを行う際などのルールをマニュアル化・システム化する。

#### アクセス及び管理権者の限定

- ・コンピュータやファイルそのものの閲覧に関するIDやパスワードを設定する。
- ・アクセス記録をモニタリングする。
- ・情報セキュリティの管理者が退職した際には管理者パスワードを確実に変更する。

#### 外部からの侵入に対する防御

- ・営業秘密を管理しているコンピュータを、何らかの形で外部ネットワークから遮断する(インターネットに接続しない、ファイアウォールの設置など)。
- ・ウィルス対策ソフトウェアを導入する。
- ・ファイル交換ソフトウェアや不必要なソフトウェアをインストールしない。

#### データの消去、廃棄

- ・秘密情報を使用・保管していたコンピュータ・サーバ等のコンピュータ機器類を廃棄、譲渡する場合に、データの復元が出来ない方法により記録を消去する。
- ・上記の場合に、コンピュータ機器等を物理的に破壊する。

### 3 . 人的管理

- 営業秘密を開示する側と開示される側の双方が納得できる方法で、開示される側が負う責務の内容について共通認識を形成し、協力して管理していく
- 営業秘密の取扱いに関するルール等について日常的に教育・研修を実施する
- 相手方(役員・従業者、派遣従業者、転入者、取引先など)に応じた適切な管理

### 裁判例の動向 ( ミニマムの水準 )

- ・ 新規採用社員に対して、原告が保管する営業資料について、営業活動以外への使用の禁止を徹底指導している。
- ・ 従業者に対し、会社の業務上の秘密を他に漏らさないことを義務づけ、新入社員の入社時にもその旨指導するなどしている。
- ・ 従業者に対し、毎朝行っている朝礼において、随時、新聞等に掲載された営業秘密に関する事件を紹介するなどの教育を行っている。
- ・ 就業規則に、社員は、会社が指示した秘密事項を自己の担当たと否とを問わず、一切外部に漏らしてはならず、秘密事項を公表しなければならないときは、原告の許可を受けなければならない旨の規定を設けている。

×

- ・ 就業規則で定めたり、又は誓約書を提出させる等の方法により従業者との間で厳格な秘密保持の約定を定めるなどの措置を執っていない。
- ・ 就業規則に、「社員は、会社の機密、ノウハウ、出願予定の権利等に関する書類、テープ、ディスク等を会社の許可なく私的に使用し、複製し、会社施設外に持ち出し、または他に縦覧もしくは使用させてはならない。」、「社員は、業務上機密とされる事項および会社に不利益となる事項を他に漏らし、または漏らそうとしてはならない。社員でなくなった後においても同様とする。」という規定が置かれているが、当該規定の対象となる秘密を具体的に定めておらず、同義反復的な内容にすぎない。

## < 望ましい水準 >

### 教育・研修の実施

組織体制内に教育・研修責任者を設置し、秘密管理の重要性や管理組織の概要、具体的な秘密管理のルールについて、日常的に教育・研修を実施することが重要です。

### 役員・従業員

就業規則や各種規程に秘密保持義務を規定し、在職中の役員・従業員が負う秘密保持義務を明らかにしておくことが重要です。

### 退職者

退職者に秘密保持義務を課す場合には、対象を明確にした秘密保持契約を締結することが必要です。

退職者に競業避止義務を課す場合がありますが、競業制限の期間や場所的範囲、制限する玉主の範囲等が「合理的範囲内」の競業制限でなければ、競業避止契約の有効性が認められない点に注意する必要があります。

### 派遣従業員

派遣従業員に対して秘密保持義務を課す場合には、雇用主である派遣元事業主との間で秘密保持契約を締結し、派遣元事業者が派遣先に対し、派遣従業員による秘密保持に関する責任を負うこととするのが望ましいです。

### 転入者

他の会社からの転職者を採用する場合、他社の情報に関するトラブルを回避する観点から、転職者が前職で負っていた秘密保持義務や競業避止義務の内容を確認することが必要です。

また、採用後も業務内容を定期的に確認することが望ましいです。

### 取引先

「営業秘密」を取引先に開示する場合、「秘密管理性」を維持するためには、秘密保持義務を含んだ契約を締結することが必要です。

また、取引先の「営業秘密」を取得する場合、それが自社情報との間で、**コンタミネーション(情報の混入)**を生じないような対応(相手方に正当な開示権限の有無を確認する、窓口を一本化する、取得した営業秘密の使用目的等について契約を締結する等)が必要です。

## 4 . 企業と従業者・退職者の適切な秘密保持契約

- 企業にとっては、秘密保持義務を明確に負わせ、退職者にとっては、義務の内容を明確にするメリットがある
- 秘密保持義務の内容を明確にすることと、双方が納得できる手続をとることが重要

### < 望ましい水準 >

## 秘密保持契約に規定すべき主要内容

### 対象となる情報の範囲

対象となる情報の範囲を特定することにより、契約当事者双方の認識を共通化し、実効的な秘密管理が可能になります。具体的には、以下の方法が考えられます。

#### メタ形式(概念)による特定

(例)  
新技術Aを利用して製造した  
試作品Bの強度に関するデータ



#### 媒体による特定

(例)  
ラポノートXに記載された  
情報



#### 詳細な(クレーム類似の)特定

(例)  
構成脂肪酸において炭素数 以下の  
飽和脂肪酸含有量が ~ 重量%  
であり、炭素数 以上の飽和脂肪酸  
含有量が ~ 重量%である油脂  
配合物を、 交換してなることを特徴と  
するクリーム性改良油脂を、油相中  
に ~ 重量%含有することを特  
徴とするバタークリーム。

### 秘密保持義務及び付随義務

基本的義務として、営業秘密の**目的外使用の禁止**・(アクセス権限のない)**第三者への開示の禁止**を規定する。その他、営業秘密が記録された媒体の複製等の禁止、退職時の返還を規定する。

### 例外規定

- ◆ 開示前から既に公知であった情報
- ◆ 開示後に受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報
- ◆ 第三者から守秘義務を課されることなく取得した情報

については、秘密保持義務の例外とすることが望ましいです。

また、法律上の要求に基づき、やむを得ず行政機関等に営業秘密を開示する場合も例外にすることが考えられます。

## 秘密保持期間

- ◆ 秘密保持期間の存続期間を明記する
- ◆ 存続期間の設定が困難である場合には、(営業秘密性が失われるまで)無期限と明記する

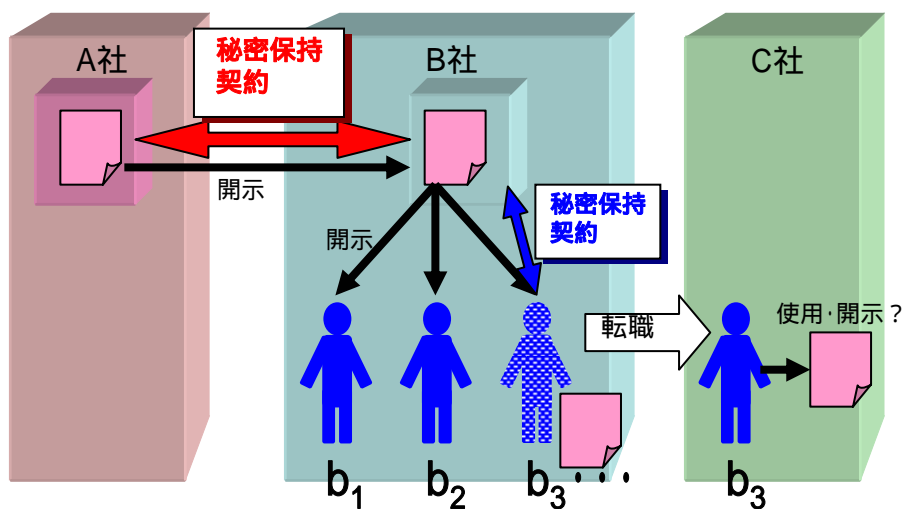
## 秘密保持契約のタイミングと事務手続き

入社時、在職中(特定のプロジェクトへの参画時)、退職時のそれぞれで、情報の特定の容易さが異なることを踏まえ、双方の納得感が得られるような手続を考え、タイミングに応じて契約内容の進化を図ることが必要です。

## 企業間の秘密保持契約との関係

企業が従業者等・退職者との関係で締結する秘密保持契約は、以下の例のように、企業間で締結された秘密保持契約と密接に関係する場合があります、注意が必要です。

### 両者の契約が密接に関係する例



A社(ライセンサー)の営業秘密をB社(ライセンシー)にライセンス契約をして開示する場合、両社は秘密保持契約を締結し、それに基づきA社はB社に対して秘密管理体制の構築を要請する。一方、B社では、実際に開示を受けた営業秘密を使用するのは、B社の従業者 $b_1$ 、 $b_2$ 、 $b_3$ ...である。

この場合に、B社従業者の一人である $b_3$ がC社に転職した場合に、B社が $b_3$ との間で秘密保持契約を締結していない場合、 $b_3$ によるA社の営業秘密の使用・開示を差止めることができなくなる可能性がある。

この場合、 $b_3$ のみならず、適切な秘密管理体制を構築しなかったB社についても損害賠償の責を負う場合があり得る。

実効性を担保するためには、両方の契約(及び )の間に整合性がとれていることが必要である。

## 5 . 組織的管理

- **物理的・技術的・人的管理を実効的に行い、問題の発生時に的確に対応するための組織的な管理が必要**
- **自社の営業秘密(他社から正当に開示を受けたものを含む。)の、外部への漏洩だけでなく、自社の従業者等による他社の営業秘密の不正に取得・使用・開示を防止するための管理が必要**

### 裁判例の動向 ( ミニマムの水準 )

- ・ 印字された顧客名簿を外部へ持ち出す場合には、顧客名簿社外持出許可書の用紙に必要事項を記入し、社長の決裁を受けることとしている。
- ・ 外部から派遣社員あてに電話がかかってきたような際も、直ちに派遣社員の派遣先を教えることはせず、いったん電話を切り、改めて確認の上、派遣社員自身から連絡するように周知徹底している。
- ・ 「会社の仕入先リスト、顧客先リスト、仕入マニュアル、営業マニュアルなどは会社の最も重要な営業秘密であることを認識し、十分注意して社外に持ち出すことを禁止すること」、「業務上の機密に属することは在職中はもちろん、退職後も、これを会社の目的以外に使用しないこと及び他に漏洩しないこと」等を内容とする「従業員就業規則」と題する書面を作成し、これを原告の営業所内のホワイトボード上に掲示している。

×

- ・ 顧客データをコピーすることが禁じられておらず、むしろ顧客データを使用する場合はコピーしてから行うこととしている。
- ・ 電話での問い合わせに、特に制限なく会員情報を伝えることができ、従業者との間にも秘密保持契約を締結していない。
- ・ 顧客名刺類については、現場の試験業務を担当する従業員が顧客の担当者から名刺を入手した場合に、会社がこれを厳重に保管していない。従業員が営業に従事する過程で入手した顧客の名刺については、これを会社に渡して、顧客名簿の基礎資料として活用している場合があるが、名刺の保管、持ち出し、利用について原告と従業員との間に、一定の制約を付する旨の取り決めをしていない。

# 1) 自社の営業秘密の管理のための組織的管理

物理的・技術的・人的管理に加え、システムとして組織的に管理を行うことが重要です。

このシステムを機能させるためには、

- 従業者等の責任と権限を明確に規定する
- 営業秘密管理に関する規程や手順を整備する
- 実施状況を確認して、継続的に各種規程等の見直し・改善や事故・違反への対処を行うことが必要です。

# 2) 他社の営業秘密を侵害しないための組織的管理

従業者等が、営業秘密侵害行為をした場合、企業が民事的・刑事的責任が問われる場合があるとともに、社会的な責任という観点からその企業の評判に大きな影響を与える可能性もあります。

企業としては、**最低限両罰規定による刑事的制裁を回避し、さらにビジネス上生じるリスクをいかに回避するか**、という観点から、自社の従業者等による営業秘密侵害行為を未然に防止するため、以下の点を参考に個々の企業の判断によって、積極的・具体的な措置を講ずることが必要です。

以下の6項目は、免責の必要十分条件ではなく、これらを参考に実効性ある措置がとられているかが判断されます。

## 目安となる事項

### 基本方針、基準、規程等の整備

営業秘密管理上の不正を未然に防ぐための基本方針、基準、規程等を整備し、またそれを具体化するための手続きが確立されていること。

### 責任者の存在とその権限の明確化

基本方針、基準、規程等が正しく守られているかどうかを監督する責任者がいること、またその責任者の存在が組織内で周知されていること。

### 営業秘密侵害を防止するための教育及び方針等の周知・徹底

営業秘密管理に関する教育や研修への参加を義務づけたり、どのように行動すべきかを説明した文書等を配布するなどして、上記基本方針、基準、規程等を従業者に周知徹底すること。

### 日常的なモニタリングの実施

法令に抵触するか否かを事前に相談できる体制(例えば相談窓口の設置等)を社内に整備すること。

### 内部監査の実施

営業秘密侵害のリスクに応じた内部監査を実施すること。

### 事後対応体制の整備

営業秘密管理に関する一貫した懲戒処分基準をあらかじめ設け、その内容を従業者に周知すること。

# < 望ましい管理方法 >

自社の営業秘密を適切に管理するための組織的管理と、他社の営業秘密を侵害しないための組織的な管理の二つの側面から、適切に管理を行う。

その際、管理方針等の策定(Plan)、実施(Do)、管理状況の監査(Check)、見直し(Act)という、マネジメントサイクル(PDCAサイクル)を確立することが重要です。

## 管理方針等の策定(Plan)

基本方針を文書化して定め、それを具体的に実施するための実施計画を策定することが望ましい。

基本方針の策定  
実施計画の策定  
ルールの構築  
各種規程の文書化

## 実施(Do)

組織体制を整備し、それぞれの責務を明確にして管理方針等を実施する。そのために管理方針等を社内に周知徹底する。

各組織のレベルに合わせた責任体制を構築して運用する。

責任者とその権限の明確化  
責務の着実な実施  
周知徹底、教育  
リスク顕在化への対応

## 見直し(Act)

秘密管理の適切性及び有効性、パフォーマンス等を継続して確保するために、監査の結果や秘密管理に関する法令又は社会動向等の変化に応じて、定期的に管理方針等を点検し、その結果をもとにその手段や計画、目標等を見直すことが望ましい。

モニタリング、監査結果の活用、分析  
管理方針等の見直し

## 管理状況のチェック(Check)

管理の実効性を確認するために、日常的なモニタリングに加え、定期的に内部監査を実施する。

必要に応じ、外部監査(第三者監査、第三者監査)を実施することが考えられる。

日常的なモニタリング  
内部監査  
外部監査  
監査結果の記録

**【参考資料】**  
**不正競争防止法における**  
**営業秘密に関する条文**

## 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

第一条（略）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一～三（略）

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

十～十五（略）

2～6（略）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

7～10（略）

（差止請求権）

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

（損害の額の推定等）

第五条～第九条（略）

（秘密保持命令等）

第十条～第十三条（略）

（信用回復の措置）

第十四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第十五条～第二十条（略）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三（略）

四 詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

五 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

六 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

七 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

八 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第六号に掲げる者を除く。）

九 不正の競争の目的で、第四号又は第六号から前号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

十 秘密保持命令に違反した者

十一（略）

2（略）

3 第一項第四号から第十号までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4 第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第一項第十号の罪は、日本国外において同号の罪を犯したのものにも適用する。

6（略）

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

一（略）

二 前条第一項第四号、第五号、第九号又は第十号 一億五千万円以下の罰金刑

三（略）

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

経済産業省 知的財産政策室

〒100 - 8901 東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1

TEL : 03 - 3501 - 3752

E-mail : qqcdbd@meti.go.jp

経済産業省 知的財産政策 / 不正競争防止 ホームページ

: <http://www.meti.go.jp/policy/competition/index.html>